

## 令和8年度 大津市自殺対策計画策定支援業務 仕様書

### (業務の名称)

第1条 委託する業務の名称は、「令和8年度 大津市自殺対策計画策定支援業務」(以下、「本業務」という。)であり、本仕様書は、本業務にのみ適用する。

### (業務の期間)

第2条 委託する本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

### (業務の目的)

第3条 本業務は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づき、大津市自殺対策計画の策定を支援することを目的とする。

### (受託者の責務)

第4条 本業務の受託者(以下「受託者」という。)は、本仕様書に基づいて本業務を実施しなければならない。

2 受託者は、本市監督職員と連携を密にして、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

3 受託者は、業務の作業過程で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

### (資料の貸与)

第5条 本市は、本業務の遂行上必要な資料のうち、本市が所有するものを受託者に貸与することができる。なお、受託者は、貸与を受けた資料の保管、取り扱い等に十分注意し、本業務完了後、速やかに本市に返却しなければならない。

### (成果の報告)

第6条 受託者は、本市の求めに応じて、月1回程度、成果の報告をおこなわなければならない。

### (不当介入に関する通報制度の徹底)

第7条 受託者は、暴力団等(暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他本業務に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、本市に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。

3 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、本市と協議するものとする。

（その他）

第8条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、双方協議するものとする。

（計画策定の支援）

第9条 国で示す策定に係る指針を踏まえながら、分析結果および本市の特性を十分に考慮し計画策定の助言及び支援をおこなうこと。また、国の政策パッケージを基に、地域に最適な対策について検討を行い大津市自殺対策連絡協議会、自殺対策庁内連絡会における意見等を踏まえ、1期計画の評価と計画素案、計画書案、計画本編

（Microsoft Word を使用）及び概要版を、本市の骨子案に基づいて作成すること。

（グラフ及び統計資料の作成、イラストのレイアウト等を含む。）なお、国の自殺総合対策大綱、県の自殺対策計画、市の総合計画及び各種計画との整合性を図ること。

（打ち合わせ等）

第10条 担当課からの要請に応じて、定期的に打ち合わせを行うとともにその記録（要約）を作成すること。その記録は遅滞なく市に提出し確認を受けるものとする。なお、打ち合わせ等に使用する資料（計画素案、計画書案及びその他資料）についても、担当課からの要請に応じて、遅滞なく提出すること。

（成果物）

第11条 本業務の成果物は、次に掲げるとおりとする。

データ一式

- ・大津市自殺対策計画本編（Microsoft Word 及び Adobe PDF）
- ・大津市自殺対策計画概要版（Microsoft Word 及び Adobe PDF）

2 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

3 成果物の著作権については、本市に帰属する。